老健リハビリセンター　クローバーヴィラ
指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）
運営規程

（事業の目的）

第１条　篠原湘南クリニックが開設する老健リハビリセンタークローバーヴィラが行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、病院の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下、「理学療法士等」という。）が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある者の自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法の必要なリハビリテーションを行うことを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることとする。

２　指定訪問リハビリテーションの提供に当たって、病状が安定期にあり、診察にもとづき実施される計画的な医学的管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた通院が困難な要介護者とする。

３　指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たって、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

４　事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他、保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとする。

（名称及び所在地）

第３条　事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

１　名称　　老健リハビリセンタークローバーヴィラ

２　所在地　神奈川県藤沢市鵠沼神明3丁目1番1号

（従業者の職種、員数、及び職務内容）

第４条　事業の従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

職種	資格	常勤	非常勤	備考
管理者	医師	1		老健と兼務
理学療法士	理学療法士	1		
作業療法士	作業療法士	3	1	
言語聴覚士	言語聴覚士			

（1）管理者

管理者は、従業員の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとし、また、医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリ方法についての指導、助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

（2）理学療法士・作業療法士・言語聴覚士

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は医師の指示、訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）に基づき居宅を訪問し、利用者に対し居宅サービス（介護予防サービス）を行う。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

１　営業日　月曜日から土曜日、祝日。ただし、１２月３０日から１月３日までを除く。

２　営業時間　午前８時３０分から午後５時３０分

３　サービス提供時間　午前９時００分から午後５時００分

（事業の内容）

第６条　指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）は、主治医の指示に基づき、要介護者（介護予防にあっては要支援者）の心身の機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション）を作成するとともに、主要な事項について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得て、当該計画を利用者に交付する。

（通常の事業の実施地域）

第７条　通常の事業の実施地域は、藤沢市、鎌倉市の一部（植木、岡本、城廻）の区域とする。

（利用料その他の費用の額）

第８条　この事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

２　第７条に規程した通常の事業の実施地域を越えて行う交通費については、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する（１ｋｍあたり５０円）。

３　交通費の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得る。

（緊急時における対応方法）

第９条　この事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求める。

（衛生管理）

第１０条　訪問リハビリテーション職員に対し健康診断等を実施し、健康状態について把握する。

１　事業所は、訪問リハビリテーション職員が感染源となることを予防する。また、感染の危険から守るため、使い捨て手袋やマスク、携帯用手指消毒液などを持参させる。（事業者負担にて用意）

２　担当する利用者の健康状態等を、訪問リハビリテーション職員が把握するように務める。

（事故発生時の対応）

第１１条　市町村、家族、居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者へ連絡を行うなどの必要な措置を講じる。

１　訪問リハビリテーションサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

２　事故原因を解明し、再発防止のための対策を講じる。

３　事故が発生しそうになった場合（ヒヤリ・ハット事例）及び現状を放置すると事故に結びつく可能性が高いものについて、事前に情報を収集し未然防止対策を講じる。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第１２条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

１　虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に十分に周知する。

２　虐待の防止のための指針を整備する。

３　従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

４　前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（苦情処理）
第１３条　利用者及び契約者は、当施設の提供する介護保険サービスに対しての要望又は、苦情等について、苦情相談窓口担当者に申し出ることができる。
１　外部の相談窓口として、藤沢市介護保険課、神奈川県国民健康保険団体連合会にても申し出を受け付ける。
２　サービス内容に関する苦情等相談窓口

老健リハビリセンター クローバーヴィラ 相談苦情受付	責　任　者　谷　雄大郎 窓 口 担 当　小沼　敦 ご利用時間　９:００～１７：３０ ご利用方法　電話（０４６６－５５－３０１１） 面接（当施設１階　相談室）

藤沢市の相談窓口	窓 口 担 当　介護保険課 ご利用時間　９：００～１７：００ ご利用方法　電話（０４６６－２５－１１１１） （内線　３１４１）

国保連合会の相談窓口	窓 口 担 当　神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情相談係 ご利用時間　８：３０～１７：１５ ※土日・祝日・年末年始を除く ご利用方法　電話　（０４５－３２９－３４４７） 苦情専用（０５７０－０２２１１０） 住　　所　〒220-0003　横浜市西区楠町 27 番地 1

（その他運営に関する留意事項）
第１４条　施設は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。
（1）採用時研修　採用後　6カ月以内
（2）継続研修　　年1回
２　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
４　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人篠原湘南クリニックと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則
この規程は、令和4年12月1日から施行する。
この規程は、令和6年4月1日に改定した。